

## はじめに

貨物輸送事業は、国民生活と経済活動を支える重要な産業である。日本国内においてそれは、自動車、鉄道、内航海運、航空の主に四つの輸送手段によって行われている。その中の内航海運は、年間1627億トンキロ（2022年度）の貨物を輸送しており、国内貨物輸送の約4割を担っている<sup>1)</sup>。近年は、単位当たりの二酸化炭素排出量がトラックより少ないことからモーダルシフトの転換先としても注目されている。また、大地震などの災害発生時にトラックや鉄道に代わる物資の輸送手段、産業廃棄物などの輸送を行う静脈物流という点でも期待されている。加えて、内航船舶はすべて日本籍船で船員も日本人であることから、安全保障や治安維持の面でも意義があるとされている。

一方で、斯業においては中小零細事業者が大半を占め、個々の事業基盤は非常に脆弱である。さらに、業界構造は系列化されたピラミッド構造となっており、その末端に位置している多数の事業者は利益を生み出しにくく、経営状態も良好ではない。そうした経営の脆弱性から、船舶の老朽化や船員の不足も深刻な問題となっている。また、船員は船上での長期間の連続勤務を強いられるという特殊な勤務体系から、特に若年層にとっては魅力を感じにくい職種であり、業界全体として船員の高齢化が進んでいる。

このような弱点は、安全を阻害する要因になり得る。つまり、経営状態が良好ではないと、従業員の賃金、船舶維持や運航に係る費用などの経常的経費に加え、さらに安全対策への投資を行うことは厳しい。そして、船員不足や長期間の連続勤務も事故や労働災害を誘発する。実際、海上保安庁が公表している内航船舶の事故隻数は2022年で149隻である<sup>2)</sup>。

2006年、前年に続発した運輸事故や重大インシデントを背景に、内航海運業法を含め運輸関係の事業法が大きく改正された。その要点は、同法第1条の目的に「輸送の安全の確保」が追加されるとともに、第8条の2（現在は、第10条）において事業者による安全の確保が義務化された。こうして、中小零細事業者にとっても、安全の問題は避けて通れない経営上の重要課題となった。

ところで、内航海運業における安全性向上策の一つに産学交流の推進があ

る。すなわち、学術の世界において実質的な研究を推進し、その成果に基づいて現実的な安全対策を構築し、業界側がその導入・定着を図っていくことである。しかしながら、これまで内航海運に関する学術的研究は、鉄道などの他の交通モードに比べて際立って少なく、研究課題となりうる問題は数多く存在するものの、専門研究者が少ないこともあって、研究の俎上にさえのらないテーマが数多く残されているのが現状である。

本書は、内航海運の事故防止と安全向上のための課題を探ることを目的としている。そのために、まず、内航海運業の歴史的発展過程を考察し、日本の内航海運業の特質を明らかにする。そして、これらの考察を踏まえて、船舶事故と労働災害の分析、さらに安全確保に関する公的制度と事業者による安全対策の検討を行い、今後の内航海運の安全性向上のための示唆を得る。

なお、本書において内航海運とは、内航海運業法の適用を受ける国内の海上貨物輸送を指し、特に断りのない限り、フェリーなどの旅客輸送は考察の対象から除くものとする。また、内航海運事業者は、貨物を運送する「運送事業者（オペレーター）」、船舶を所有しオペレーターに貸渡しをする「貸渡事業者（船主又はオーナー）」、船舶の管理をする「船舶管理事業者」に分けられる。

本書の構成は以下のとおりである。

第1章においては、内航海運業の歴史を鳥瞰し、アジア・太平洋戦争後からの斯業に対して講じられた政策の変遷を概観する。第2章においては、統計的な整理と分析、現状の課題の考察などを行う。第3章においては、内航船員の問題とそれを輩出する船員教育機関に焦点を当て、現状と課題について整理を行う。

第4章においては、内航船員の労働災害と内航船舶の事故の特徴について統計的な整理と分析を行う。第5章においては、内航船舶の重大事故について、前半では戦後から現在までに発生した事故の詳細を明らかにし、船舶の安全政策への影響を整理する。後半では、運輸安全委員会の事故報告書に基づいて、2008年（同委員会発足の年）以降に発生した事故をヒューマンファクターの観点から分析する。そして以上の分析から、事故発生の要因となるヒューマンエラーをパターン化し、事故防止や被害軽減に資する施策を考察する。

第6章においては、戦後の内航海運の安全に関する法体系と制度を整理し、

2000年代に新しく導入された、運輸安全マネジメント制度、任意ISMコード認証制度、事故調査制度について、その制度創設の背景と現状、課題を考察する。第7章においては、インタビュー調査を基に事業者による安全対策の現状の一端を明らかにし、第5章の事故分析で得られた課題について必要な安全対策の考察を行う。また、事業者団体の役割について述べる。

終章では、現在の社会情勢や法制度を踏まえた安全に関する政策の改善点と事業者やその団体における安全対策のあり方を提案する。

## 注

- 1) 国土交通省「交通関係基本データ 輸送機関別輸送量」<https://www.1.mlit.go.jp/k-toukei/index.html> (2024年7月2日取得)。
- 2) 海上保安庁「船舶海難データ (令和4年海難の現況と対策)」<https://www.kaiho.mlit.go.jp/doc/hakkou/toukei/toukei.html> (2023年5月4日取得) より集計。